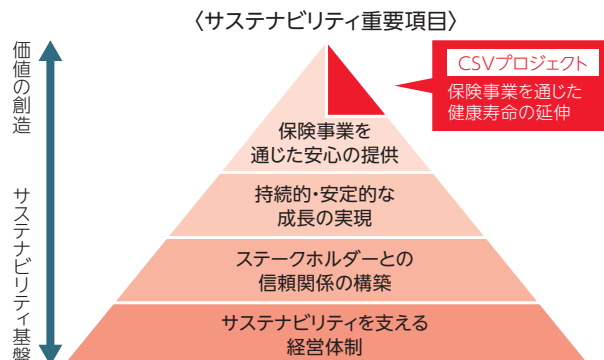


サステナビリティ

サステナビリティ重要項目(マテリアリティ)

当社は経営方針に基づき、右図のとおりマテリアリティを定めています。この5つのマテリアリティに対して、リスクと機会および達成に向けた主な取組みを特定することで、当社が重点的に取り組む課題を明確にしています。

「スミセイ中期経営計画2025」では“住友生命[Vitality]”を通じて健康長寿社会に貢献することを中心に、マテリアリティに対する具体的な取組みを掲げています。



マテリアリティ	リスクと機会	主な取組内容	目指す姿	関連するSDGs
保険事業を通じた健康寿命の延伸	リスク - 長寿化に伴う死亡保障ニーズ減少、入院・手術等の給付金支払額増加の可能性 機会 - 長寿化や単独世帯の増加等に伴う生存保障ニーズの高まり - 健康増進に資する独自商品の開発によるマーケットの拡大	“住友生命[Vitality]”に関する事業を推進 “住友生命[Vitality]”を広く社会に向けて発信するための取組みや、商品、プログラムメニュー、特典(リワード)の進化に資する取組みなどを実施	いつまでも安心して健康に暮らすことができる社会の実現に向けて、保険事業を通じて、日本の健康寿命の延伸に貢献する	
保険事業を通じた安心の提供	リスク - 提供する商品・サービスと顧客ニーズとのミスマッチ、他社・近隣業種からの類似商品・サービスによる陳腐化 - 社会課題解決の視点を無視した投融資行動による資産価値毀損の可能性 機会 - 顧客ニーズを捉えた商品・サービスの提供による企業価値の向上 - 社会課題解決に資する資金ニーズ拡大に伴う投融資機会の増加	- 人生100年時代を見据えたサービスや情報提供の推進 - 持続可能性を考慮した責任投資*	お客さま本位の経営の推進を通じて、すべての人々に適切な生命保険商品・サービス、その先にある安心を提供する	
持続的・安定的な成長の実現	リスク - 環境変化に適合しない事業運営による顧客の喪失・勤労意欲減退・職員採用への支障等の発生 機会 - 変化する社会のニーズを捉えた事業運営による社会からの信頼獲得・安定的な収益の確保・企業価値の向上	- 働き方の変革やリソースの最適化を通じた生産性向上 - 柔軟で多様な人材の採用と共有 - 協業等によるビジネスパートナーとの共生 - オープンイノベーションによる新たな価値創造 - 海外事業を通じた収益基盤の多様化 - 事業展開インフラ(IT等)の強化	時代を超えて受け継ぐべき経営方針の下、社会の変化・変革に対応して着実に成長し続ける	
ステークホルダーとの信頼関係の構築	リスク - 信頼関係を毀損することにより社会的な存在意義を失う可能性 機会 - 社会的な責任を果たすことによるステークホルダーからの信頼の獲得	- 金融リテラシー教育の推進 - カーボンニュートラル社会実現への貢献 - 地域に根付いたウェルビーイングサービスの提供 - 社会貢献活動の推進	ステークホルダーからの期待に応え、ステークホルダーに信頼・支持される会社を目指す	
サステナビリティを支える経営体制	リスク - 法令違反や社会規範を逸脱した企業行動による信頼低下と企業価値毀損の可能性 機会 - 実効性の高いコーポレート・ガバナンスの実現と継続的な改善を通じた企業価値の向上	- グループベースの経営体制強化 - コンプライアンスへの取組み - 人権への取組み - 個人情報保護への取組み - ERM経営の推進、リスク管理体制の高度化	誠実な業務遂行・健全な財務基盤の構築を行い、持続可能な社会づくりに貢献する企業グループであり続ける	

※責任投資はすべてのSDGs達成に貢献する

マテリアリティ特定プロセス

当社は2018年に、CSRを取り巻く国際的な潮流をふまえ、以下の手順でCSR重要項目を特定しました（特定時のプロセスを記載）。その後、2022年にサステナビリティ経営方針を制定したことを受け、現在では、サステナビリティ重要項目と名称を変更しています。

STEP1 関連項目の洗出し

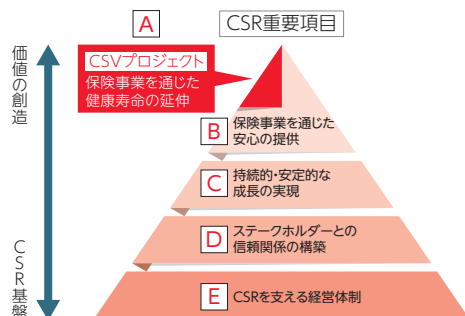
国際的な各種ガイドライン等、外部リソースによる助言等を参考に、CSRに関連すると考えられる項目の洗出しを行いました。さらに、項目の集約と修正を行い調査の対象とする項目を抽出し整理しました。

STEP2 社内外の評価に基づく絞り込み

STEP1で抽出した項目について社内外からの意見を反映し、「ステークホルダー視点」「住友生命事業視点」の両軸から優先順位付けを行いました。両軸からの優先順位をもとに、ステークホルダーと住友生命双方から見て特に重要度の高い16項目を選定しました。

STEP3 経営方針に基づいた重要項目の検証

住友生命は、CSR経営方針をふまえて5つのCSR重要項目を整理しています。本プロセスから導かれた16項目がこの5つのCSR重要項目に当てはまることを確認し、その妥当性を検証しました。



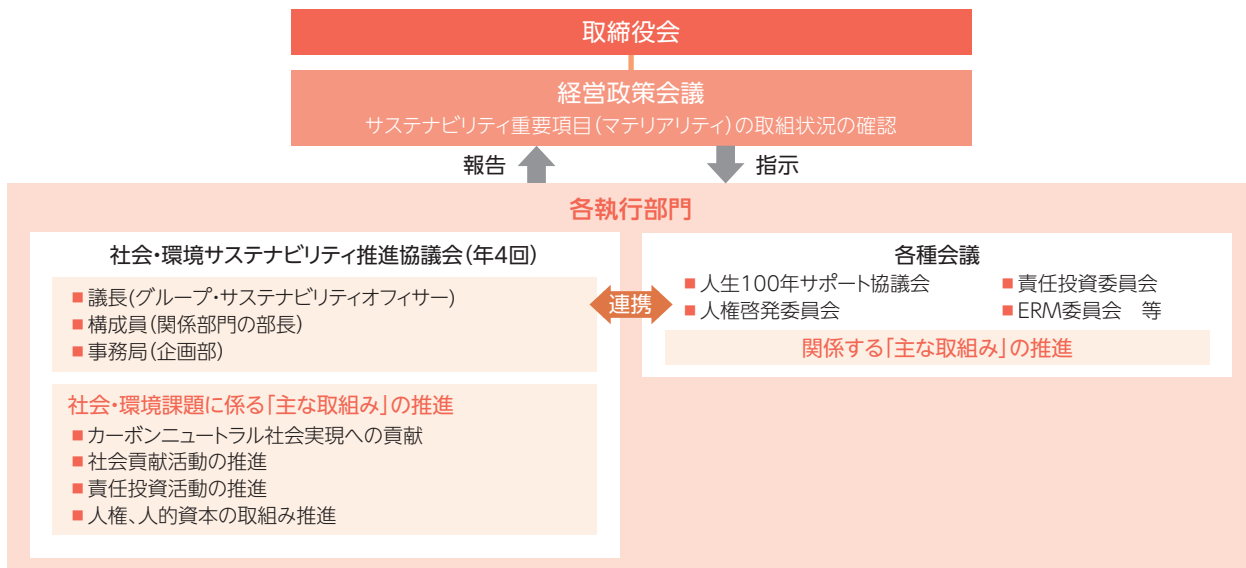
A	←	1 先進的な商品・サービスの開発・提供 2 サステナビリティ貢献型商品・サービスの開発・提供
B	←	3 現行の商品・サービスにおける感動品質の提供 4 販売チャネルの拡充・サービスの充実
C	←	5 中長期的な視点での利益の追求 6 事業環境の変化への対応 7 機関投資家として責任ある投資活動 8 事業展開インフラ（IT等）の強化
D	←	9 働きやすい職場づくり 10 お客さまとの信頼関係の構築 11 利害関係者との対話 12 地域社会への貢献、協調関係の構築 13 地球環境の保全
E	←	14 コーポレートガバナンス 15 リスク管理 16 コンプライアンス

特に重要度の高い項目

推進体制

当社は「サステナビリティ経営方針」の実現に向け、サステナビリティ重要項目（マテリアリティ）ごとに主な取組みを明確化し、その取組状況を経営政策会議で確認しPDCAサイクルを回すとともに、取締役会に報告する体制としています。

さらに、持続可能な社会の基盤となる社会・地球環境のウェルビーイングへの貢献に向けた取組みの検討を行うため、グループ・サステナビリティオフィサーを議長とする「社会・環境サステナビリティ推進協議会」を設置しています。本協議会では、カーボンニュートラルに向けた取組みや社会貢献活動の推進のほか、社会・環境課題の視点から、新たに生じる課題の事業への影響評価等を行っています。



気候変動・生物多様性への取組み

住友生命では、地球環境は持続可能な社会の基盤になるとの認識のもと、事業活動において生じる環境負荷の低減や生物多様性等に配慮するとともに、脱炭素社会への移行を促すことで、カーボンニュートラル社会の実現に貢献しています。

カーボンニュートラル社会実現への貢献

温室効果ガス排出量削減目標

住友生命グループは、温室効果ガス(以下「GHG」)排出量の2050年ネットゼロを目指しています。また、中間目標として2030年の削減目標を定めています。

2050年目標	GHG排出量ネットゼロ【グループ全体 ^{※1} 】	
2030年中間目標	Scope1+2+3 ^{※2}	2019年度対比▲50%【グループ全体】
	資産ポートフォリオ ^{※3}	2019年度対比▲50% ^{※4}

※1 住友生命および連結決算の対象としている子会社が対象

※2 Scope1、2、3とは、GHGプロトコルが定める、事業者のGHG排出量算定報告基準における概念であり、以下を指す。

- ・Scope1:住友生命グループの燃料使用による直接排出量
 - ・Scope2:住友生命グループが購入した電気・熱の使用による間接排出量
 - ・Scope3:Scope1、2以外の事業活動に伴う間接排出量
- なお、Scope3は、住友生命グループや住友生命グループ職員の積極的な取組みにより削減を目指す項目を対象とする。対象は、カテゴリ1(購入した製品・サービス)、カテゴリ3(Scope1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動)、カテゴリ4(住友生命グループが費用負担する輸送、配送)、カテゴリ5(事業から出る廃棄物)、カテゴリ6(従業員の出張)、カテ

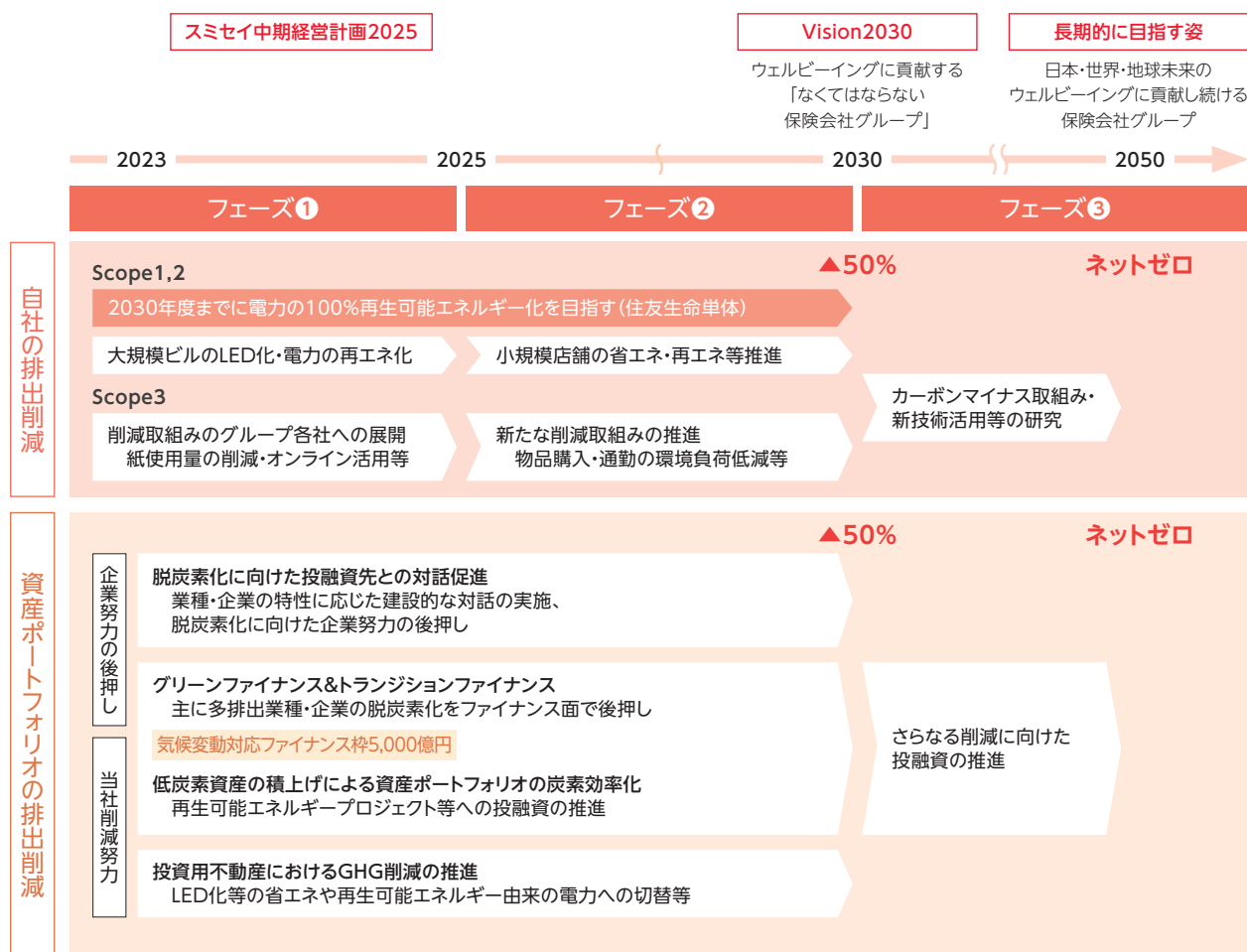
リ7(従業員の通勤)、カテゴリ12(販売した製品の廃棄)とする。カテゴリ13(リース(下流))、カテゴリ15(投資)については、「資産ポートフォリオ」からの排出量として、別途管理する。

※3 住友生命およびメディケア生命が対象

対象資産は2050年を「国債等を除く全資産」とし、2030年を「国内外の上場株式・社債・融資・投資用不動産・インフラ投資」とする。対象Scopeは投資先のScope1、2とする。削減指標は資産規模の影響を排除して評価するため「インテンシティ」(保有残高あたりのGHG排出量=資産ポートフォリオのGHG排出量÷資産ポートフォリオ残高)とする。

※4 住友生命が加盟するNet-Zero Asset Owner Allianceが推奨する削減水準も満たす水準

2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組み～気候変動対応ロードマップ～



TCFD提言・TNFD提言への対応

基本的な考え方

地球温暖化が進み、世界各地で様々な自然災害が観測されており、グローバルにおいても気候変動問題や自然資本・生物多様性の喪失が喫緊の課題となっています。住友生命は、地球環境は持続可能な社会の基盤になるとの認識のもと、社会に責任のある企業グループとして、環境課題の解決に向けて積極的な役割を果たすとともに、人々のくらしや社会、地球環境がよりよい状態となるよう、事業を通じてステークホルダーのウェルビーイングに貢献する取組みを進めていきます。

当社の気候変動や生物多様性への取組みについては、「気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures,TCFD)」の提言や「自然関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Nature-related Financial Disclosures,TNFD)」の提言のフレームワークに基づき、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標・目標」の4つの柱に沿って情報開示を行っています。

TCFD・TNFDの開示フレームワークに沿った当社の対応

	TCFD	TNFD
ガバナンス	リスクと機会に係る組織のガバナンスについて開示 (P.27)	
戦略	気候変動リスクと機会に係るシナリオ分析の開示 (P.28・P.29)	自社拠点ビルの分析・投融資と自然の接点の開示 (P.30)
リスク管理	リスク管理体制について開示 (P.27)	
指標・目標	GHG排出量 (P.31)	自然資本・生物多様性の保全に影響を与える可能性のある項目を開示 (P.31)

ガバナンス

TCFD

TNFD

住友生命は、気候変動や生物多様性に関する課題が当社の事業活動に対してリスクと機会をもたらすことを認識しており、気候変動をはじめとした「社会・環境課題の解決への取組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを「サステナビリティ経営方針」に定めています。経営方針に基づき重要項目(マテリアリティ)を定め、経営計画の中で気候変動・生物多様性に対応した取組み(「カーボンニュートラル社会実現への貢献」や「持続可能性を考慮した責任投資」)を特定し重点的に取り組む課題を明確化しています。

地球環境に対する具体的な活動方針として「スミセイ環境方針」を定め、様々なステークホルダーとのエンゲージメントを通じて、気候変動対策や生物多様性の保全に取り組んでいます。また、資産運用を通じて、気候変動・生物多様

性への対処を含む持続可能な社会の実現に貢献することを目指す「責任投資に関する基本方針」を策定し責任投資委員会で気候変動や生物多様性に関する課題を含む幅広い議論を実施しています。そして、人権については、「住友生命グループ人権方針」等に沿って、事業活動の全てのプロセスに関わるステークホルダーの人権尊重の取組みを推進しています。

さらに、社会・環境課題に係るサステナビリティ重要項目(マテリアリティ)への対応等については、グループ・サステナビリティオフィサーを議長とする「社会・環境サステナビリティ推進協議会」にて、気候変動や生物多様性に関する課題への対応を協議(対応状況について、上期・年度振返りを経営政策会議・取締役会へ報告)する体制としています。

リスク管理

TCFD

TNFD

統合的リスク管理の枠組みにおいては、気候変動リスク・生物多様性関連リスクをエマージングリスク(環境変化等により新たに発現または変化し、将来的に当社に極めて大きな影響を及ぼす可能性のある事象)を特定するための視点に入れたうえで、気候変動リスクについてはエマージングリスクの一つとして管理しています。また、事業リスク(当社を取り巻く事業環境の変化への対応が不十分とな

り、経営戦略などの達成を阻害するリスク)管理においても気候変動リスクを対象としています。これらについてモニタリングを行い、ERM委員会、経営政策会議、取締役会に定期的に報告し、リスク認識の共有等を行っています。

資産運用において、気候変動を含むESG要素を考慮した投融資判断、投資先とのエンゲージメント活動(気候変動に係る対話)を実施しています。

気候変動に関する戦略

TCFD

気候変動が当社の事業活動にもたらす機会とリスクを次のとおり認識しており、適切なリスク管理への取り組み等を通じてリスクを低減させるとともに、機会の活用に努めています。

<機会>

1. 生命保険事業において気候変動に対応した新たな生命保険商品・サービスの開発
2. 資産運用において、カーボンニュートラル社会に資する技術開発等を行う企業や再生可能エネルギー関連プロジェクト等への投融資機会の増加

シナリオ分析

上記のリスク認識に基づき、生命保険事業、資産運用事業における気候関連リスクによる影響を評価するため、以下のステップでシナリオ分析を行いました。

■ シナリオ分析のステップ

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4
リスク重要度の評価 TCFD提言に例示されたリスク ■ 物理的リスク 急性的、慢性的 ■ 移行リスク 政策と法、技術、市場、評判	シナリオの特定 2100年までに産業革命以前と比較して平均気温が1.5℃/2℃、4℃上昇するシナリオを選定	事業への影響の評価 生命保険事業、資産運用事業への影響を評価	対応策の検討 ■ 死亡者数・入院者数の増加が保険金・給付金の支払いに与える影響の分析手法、結果の活用方法等を引き続き検討 ■ 資産運用ポートフォリオからのGHG排出量を算出・分析

■ 生命保険事業

当社では、TCFD提言に基づき、気候関連リスクによる生命保険事業への影響のうち、まずは保険金等支払および資産運用への影響を対象に2020年度からシナリオ分析を実施しています（過去のシナリオ分析結果は当社ホームページを参照）。

選定したリスクが将来どのように展開するかを検討するための前提として、「平均気温が1.5℃/2℃上昇に留まるシナリオ」と「平均気温が4℃上昇シナリオ」の2つの社会経済シナリオを使用しています。2023年度・2024年度に実施したシナリオ分析（定量評価）には、「気候変動に関する政府間パネル第6次報告書」（IPCC AR6）で用いられた排出シナリオ・気候モデルを組み合わせ、また、環境省等が公表する報告書、学術論文などの既存資料をもとに、当社の状況にあわせて独自に影響を定量的に推計しています。

2023年度に実施したシナリオ分析（「暑熱による保険金等支払」への影響）の結果、「暑熱による死亡保険金支

<リスク>

気候関連リスクのうち、当社事業に大きな影響を及ぼす可能性のある主なリスクとしては次のようなリスクが考えられます。

1. 平均気温の上昇等によって中長期的に死亡等の発生率が変化し、損失を被るリスク
2. カーボンニュートラル社会への移行に関する政策変更、規制改革等によって当社の投融資先企業が大きな影響を受け、当社の投融資資産の価値が将来的に毀損するリスク

払増加額」、「熱中症等による入院給付金支払増加額」は、いずれの排出シナリオ・将来時点でも、人口シナリオに関わらず当社の支払実績の1%未満であり影響は限定的であること^{*1}が確認できました。

2024年度には、2023年度に実施した「暑熱」の影響と逆の作用をもたらす「冬季の温暖化」について、「気温と死亡率」の関係のみから回帰分析を行い、冬季の死亡者数が減少する（保険金支払額の減少）という結果^{*1}が得られました。

気候変動が引き起こす「気温上昇」による健康への影響は、熱ストレスの増加や冬季の温暖化だけではなく、感染症の流行パターンの変化等を引き起こす可能性があります。また、気温のみならず、グローバルでの人や物の移動、社会経済的な背景等様々な要因も複合的に関係することを認識しています。

※気候変動の影響を踏まえた健康・生活習慣と熱中症の関係性を調査した、熱中症白書については、[P.48](#)をご覧ください。

シナリオ分析結果:気温上昇(暑熱・冬季温暖化)による死亡保険金支払増減額の推計値^{*1}

【1.5度上昇シナリオ(SSP1 1.9)】

	(参考)死亡保険金 年間平均支払額 ^{*2}	2030年	2050年	2090年
夏季(5~10月)		+3億円	+4億円	+2億円
冬季(11~4月)	2,842億円	▲8億円	▲14億円	▲6億円

【4度上昇シナリオ(SSP5 8.5)】

	(参考)死亡保険金 年間平均支払額 ^{*2}	2030年	2050年	2090年
夏季(5~10月)		+3億円	+6億円	+24億円
冬季(11~4月)	2,842億円	▲11億円	▲23億円	▲56億円

※1 一定の仮定(当社商品の種類や支払基準、契約の年齢構成、気温と死亡率の関係等は現在のまま、将来にわたって変わらない)や排出シナリオ・人口シナリオ(人口減少の程度に応じた複数パターンシナリオを使用)等の前提を置いたうえで分析を実施しています(上記推計値は、人口固定の場合を掲載)。なお、上記の推計値は2020年対比の増減額を掲載しています。

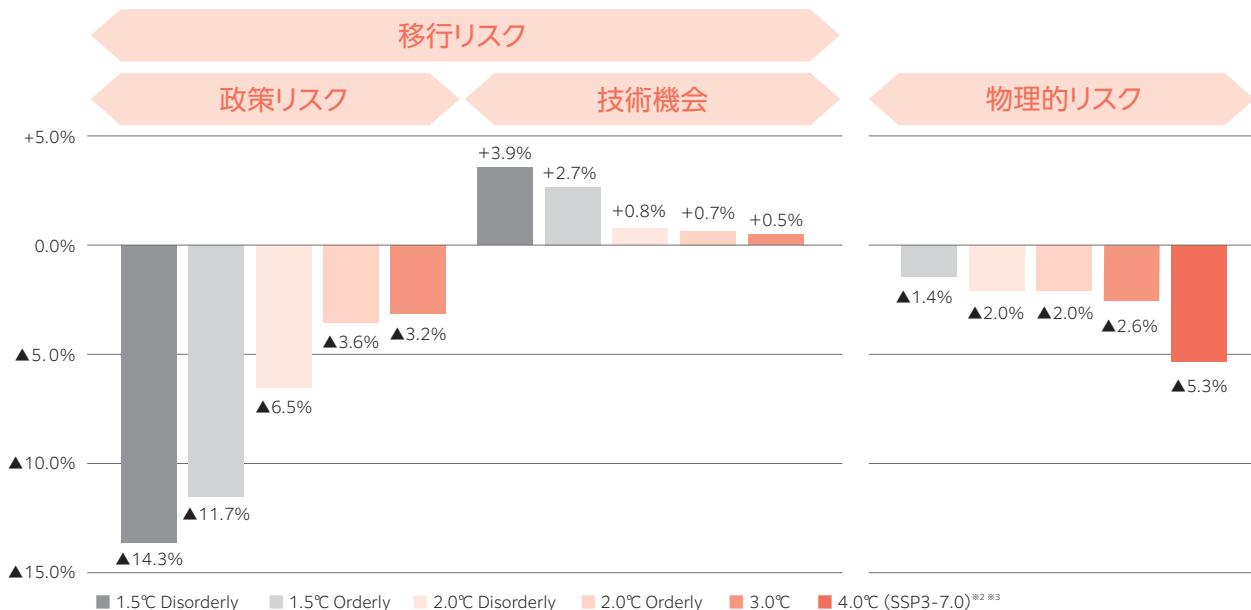
※2 死亡保険金は、当社における支払実績(死亡月:2017/1月~2022/12月末)をもとに算出しています(直接死因が新型コロナウイルスによるものを除く)。

■ 資産運用事業

気候関連リスクによる資産運用事業への影響については、MSCI社のCVaR(Climate Value at Risk)を用いて、気候変動が資産ポートフォリオに及ぼす影響度を定量的に確認しています。本手法は、気温上昇シナリオごとに気候変動による各企業の株式や債券の毀損率を示す手法です。

分析の結果、移行リスクについては、技術機会を考慮したとしても、気温上昇幅を抑制するシナリオほど大きい一方、物理的リスクについては、気温上昇幅が大きいシナリオほど大きい傾向にあることが示唆されました。

【シナリオ別CVaR計測結果^{※1}】



※1 2024年9月末の保有資産(上場株式、社債、融資)を対象としています。

※2 1.5℃から3.0℃のシナリオはNGFSシナリオ、4.0℃シナリオ(物理的リスクのみ)はIPCCシナリオを採用しています。

※3 1.5℃、2.0℃のシナリオは、脱炭素社会への移行について、非効率または強制的に削減が進む無秩序的な移行シナリオ(Disorderly)、円滑または段階的に排出削減政策等が施行される秩序的な移行シナリオ(Orderly)を採用しています。

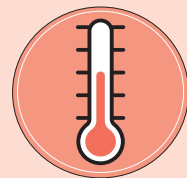
また、資産ポートフォリオにおける投融資先企業の温室効果ガス排出量が、平均気温が何度上昇するシナリオレベルに相当するかを確認する手法として、ITR(Implied Temperature Rise)を用い、分析しています。

MSCI社のデータを利用して分析した結果、当社の資産ポートフォリオ(対象:上場株式、社債、融資)は2℃以上、3℃未満という結果となっています。

ITR(Implied Temperature Rise)とは

ITRは、投融資先企業の現在および将来の事業活動に伴う温室効果ガス排出量が、平均気温が何度上昇するシナリオに相当するか、という直感的な尺度で示すものです。この指標により、ポートフォリオが2℃もしくはそれを下回るシナリオに沿ったものか、どの程度乖離しているかについての可視化が可能となります。

2℃以上
3℃未満



※ 一部の情報は©2024 MSCI ESG Research LLC.の許諾を得て転載。

※ CVaRおよびITRの計測値は、2024年11月末取得データに基づいています。

■ シナリオ分析の今後の方向性

生命保険事業や資産運用事業におけるシナリオ分析の手法やデータについては国際的にも発展途上であることをふまえ、引き続き国内外の議論の進展等をみながら、分析範囲の拡大や手法等の検討を進め、さらなるレベルアップに努めていきます。

生物多様性に関する戦略 TNFD

■ 生命保険事業(自社拠点ビル)の分析)

当社では、TNFD提言に基づき、2023年度に生命保険事業と自然との接点について分析(Scoping)しました(昨年度の分析結果は当社ホームページを参照)。2024年度には、事業活動を通じた、自然資本・生物多様性への影響を確認するため、当社及びグループ会社の国内事業拠点を対象に、生物多様性の保護地域や重要地域への立地状況を調査しました。結果、調査対象とした1,029拠点のうち、53の事業拠点が保護地域に所在し、22の事業拠点が生物

多様性重要地域(KBA)に所在することを確認しました。

一方、当社の事業に関連して、保護地域における規制に該当するような活動や、保護地域等の自然への著しい悪影響は確認されていません。

今後も、グループ職員への意識啓発・環境教育を進めるとともに、事業活動を通じた地球環境保護と生物多様性の保全への取組みを継続的に推進していきます。

調査対象拠点数		保護地域			生物多様性重要地域(KBA)	
拠点区分	拠点数	自然公園地域 ^{※1}	自然保全地域 ^{※2}	鳥獣保護区 ^{※3}	KBA ^{※4}	KBA-PA ^{※5}
営業用拠点(支社・支部等)	896	5	0	45	22	5
本社等	63	0	0	3	0	0
国内グループ会社	70	0	0	0	0	0
合計	1,029	5	0	48	22	5

※1 自然公園法に基づき指定され、規模や景観の程度によって、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分される地域です。

※2 自然環境保全法に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域です。

※3 鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定された地域です。

※4 IUCNの「Key Biodiversity Areasの識別のためのグローバルスタンダード」に基づいて識別された、生物多様性の持続に重要な貢献をするエリアです。

※5 生物多様性重要地域(KBA)のうち、法的・政策的な枠組みに基づき保護されている地域(PA)に所在する地域です。

■ 資産運用事業(投融資と自然の接点)

投資先企業と自然資本の関係性を把握するため、TNFDが使用を推奨している分析ツール「ENCORE」等を活用し、世界産業分類基準(GICS)に基づき11セクター・139サブ産業グループに分けて、自然資本にどの程度「依存」し、自然資本にどの程度「影響」を与えているかを分析しました。

なお、各自然資本に対するセクターの依存、影響をそれぞれの項目に対して5段階で評価しました。影響度・依存度の高い項目は以下のとおりで、特に影響度・依存度の高い項目として水関連(水使用・水供給)を特定しました。引き続き、さらなる分析の高度化に取り組みつつ、エンゲージメント活動等への活用を検討していきます。

ENCORE等を活用した5段階評価

自然への影響	Very High	自然への依存	Very High
	High		High
	Middle		Middle
	Low		Low
	Very Low		Very Low

投融資に関わるセクター別ヒートマップ(自然への影響・自然への依存)[※]

GICS 11セクター	自然への影響				自然への依存			
					供給サービス	調整・維持サービス		
	土地・淡水域利用変化		気候変動	資源利用/回復	水供給	気候調整	洪水緩和・暴風緩和	
	陸域生態系の利用	淡水生態系の利用	GHG排出	水使用	地下水		洪水からの保護	暴風雨からの保護
一般消費財・サービス								
生活必需品								
エネルギー								
金融	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘルスケア	—	—						
資本財・サービス								
情報技術	—	—						
素材								
不動産		—		—		—		
コミュニケーションサービス			—	—	—			
ユーティリティ								

※特に重要度の高いと判断した影響・依存項目を掲載

指標・目標

TCFD

TNFD

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、まずは、2030年のGHG排出量削減目標(図P.26参照)の達成を目指します。排出量実績は下表のとおりです。

また、GHG排出量以外にも、水使用量・電力使用量や廃棄物排出量などの指標についても適切に把握し、削減に向けて取り組んでいます。

GHG排出量実績【グループ全体】

(t-CO2e)

分類	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
合計①ー②	153,171	136,814	141,983	136,370	115,398
Scope1	29,727	26,323	26,422	26,099	22,505
Scope2	38,795	30,514	30,432	28,687	18,756
Scope3	84,649	79,978	85,129	81,584	81,225
①排出量	153,171	136,814	141,983	136,370	122,486
②オフセット	—	—	—	—	7,088

GHG排出実績:資産ポートフォリオ【国内グループ※1】

(t-CO2e/百万円)

分類	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
保有残高あたりのGHG排出量	1.24	0.92	0.83	0.81	0.64

※1 住友生命+メディケア生命

水使用量・電力使用量・廃棄物排出量【住友生命単体】

分類		2021年度	2022年度	2023年度
水使用量※1	(千㎡)	82	76	872
電力使用量	(MWh)	65,281	60,348	59,664
うち再生可能エネルギー※2	(MWh)	0	0	25,016
廃棄物排出量※1	(t)	336	788	3,311

※1 2022年度までは本社・東京本社のみ算出

※2 再生可能エネルギーには、購入した非化石証書の使用を含む

事業会社としての具体的な取組み

■ GHG排出量削減に向けた取組み

住友生命単体の事業活動で使用する電力について、2030年までに100%再生可能エネルギー化を目標として設定し、当社が保有するビルの照明のLED化を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を進めています。また紙使用量の削減、支社・支部に燃費性能が優れたハイブリッド車のカーリースも導入しています。



本社ビルに再生可能エネルギーを供給している施設

■ 三重県大台町での「住友生命の森」づくり

住友生命は2024年より、「住友生命の森」づくりを始めました。森づくりの実施にあたり、三重県大台町、宮川森林組合、一般社団法人 more treesと、「森林保全および地域活性化に関する連携協定」を締結しました。協定を通じて、4者協働で多様性のある森づくりに取り組むことで、地球環境と生物多様性の保全を推進し、持続可能な社会の実現への貢献を目指しています。



三重県大台町・宮川森林組合・more trees・当社との4者間協定締結式



三重県大台町で実施した「住友生命の森」づくり

■ 気候変動「適応」への取組み

温室効果ガスの排出量削減(緩和)の取組みとともに、被害の防止または最小化する「適応策」そして、適応でも防げない損失に対処するために生命保険(保障)を提供しています。気候変動によりリスクが高まる熱中症を予防し、重症化を防ぐため、「住友生命[Vitality]」による健康増進・疾病予防への取組みを推進しています。さらに熱中症リスクに特化した「熱中症お見舞い保険(子会社のアイアル少額短期保険と共同開発)」の提供を通じて、お客さま・社会のウェルビーイングに貢献していきます。

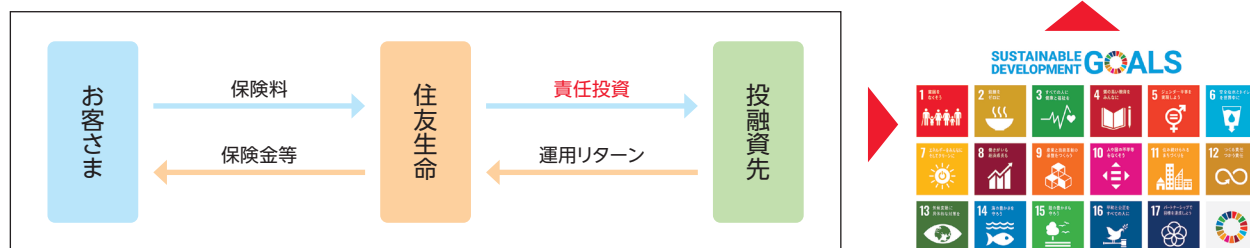
※住友生命では、気候変動による気温上昇によって増加する「熱中症」と健康・生活習慣の関係を調査した「熱中症白書」を発行しています(詳細は、図P.48参照)。

責任投資の取組み

～責任投資の詳細は公式ホームページ掲載の「責任投資活動報告書」をご覧ください～

当社は、中長期的に安定した運用収益の確保と持続可能な社会の実現への貢献を目的として、サステナビリティを考慮した資産運用（責任投資）を推進しています。機関投資家として、社会・環境課題に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していくことは、当社が果たすべき使命（ミッション）の一つです。お客さまがウェルビーイングであるためには、基盤となる社会や地球環境が持続可能な状態であることが不可欠であり、資産運用面でも、中長期的に投資機会の確保と投資リスクの低減に資すると考えます。責任投資の推進を通じて、ウェルビーイング価値の提供を行うとともに、その土台となる持続可能な社会の実現に貢献していきます。

「住友生命グループVision2030」で目指すウェルビーイングへの貢献に向けた「社会的価値」を創出



責任投資の目的

責任投資:サステナビリティを考慮した資産運用

中長期的に安定した運用収益の確保

+

持続可能な社会の実現への貢献

具体的な手法

ESG投融資

財務情報に加え、ESG要素を考慮した投融資行動
主には、ESGインテグレーション、ESGテーマ型投融資、
ネガティブ・スクリーニング^{※1}に取り組む

+

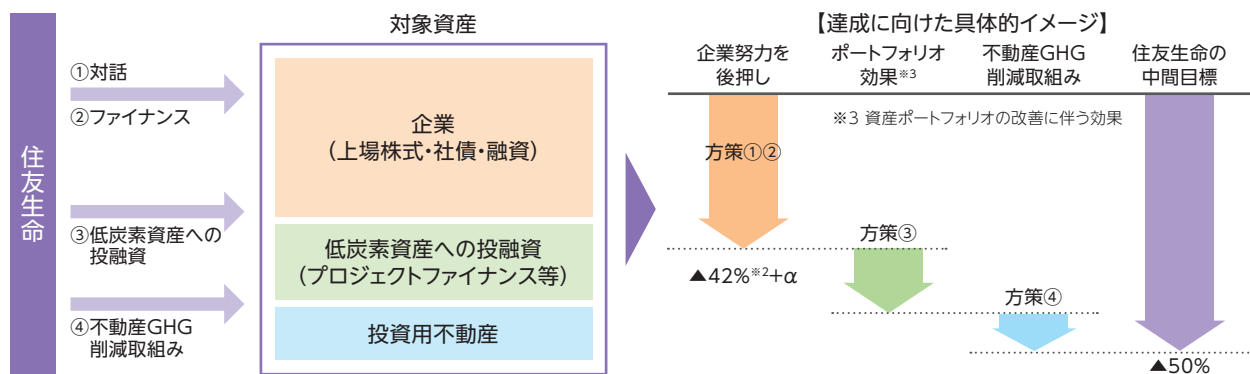
スチュワードシップ活動

投資先の中長期的な企業価値向上の観点から
ESG要素も考慮して行う対話活動および議決権行使

※1 2024年3月に「社会・環境リスクの高いセクターに対する取組み方針」を策定しています。詳細は以下を参照ください。
<https://www.sumitomolife.co.jp/about/newsrelease/pdf/2023/240329.pdf>

脱炭素社会の実現に向けた取組み

資産ポートフォリオにおけるGHG排出量削減に向けては、各方策を通じて目標水準の達成を図っていきます。



※2 日本政府の努力目標「▲50% (2013年度対比)」を2019年度基準に洗い替えた数値です。

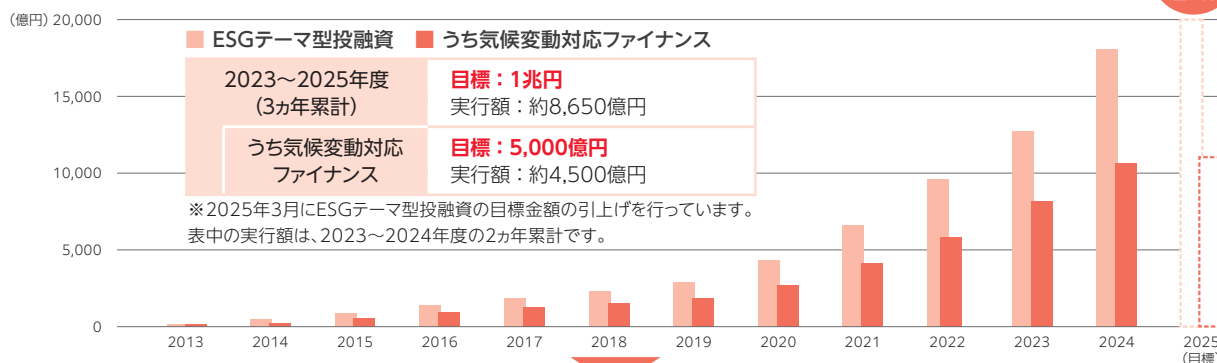
方策	取組み概要
①対話	● 企業との対話を通じて脱炭素化を後押し。
②ファイナンス	● ファイナンスを通じて投融資先の脱炭素化を支援。 ● 脱炭素社会への移行に伴う投資機会が増加していくことが見込まれる中で、当社はトランジションファイナンス ^{※4} に注力。事業会社が発行するトランジション・ボンドやGX経済移行国債等に、積極的に投資。
③低炭素資産への投融資	● インフラエクイティファンド、再生可能エネルギー向けのプロジェクトファイナンス等、低炭素資産への投融資に注力。
④不動産GHG削減取組み	● 投資用不動産における省エネや再生可能エネルギーへの切替えを推進。

※4 脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則り着実なGHG削減の取組みを行う企業に対し、その取組みを支援することを目的としたファイナンス手法です。

ESG投融資の取組み

当社は、ファイナンスを通じて、社会・環境課題の解決に貢献していくことを目指しており、ウェルビーイングへの貢献に資するポジティブインパクトの創出(社会的価値の創出)に向けて、「ESGテーマ型投融資」を推進しています。特に、ポジティブインパクトの創出を意図して行う「インパクト投資」の積極的な推進を行うとともに、ファイナンスを通じた社会・環境的インパクトの計測・開示にも注力しています。ステークホルダーへの浸透も図りながら、ポジティブインパクトの創出と中長期の安定的な運用収益の確保の両立を目指しています。

ESGテーマ型投融資の累計実行額推移(2025年3月末時点)



「住友生命グループVision2030」で目指すウェルビーイングへの貢献に向けた「責任投資」における重点分野

気候変動

ヘルスケア

人的資本

インフラ投資

スチュワードシップ活動の取組み

『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の、対話等を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すという趣旨のもと、当社は積極的にスチュワードシップ活動(対話活動+議決権行使)を行っています。

■ 対話活動について

中長期的な企業価値向上を投資先企業に促すための対話を通じて、認識を共有し課題改善を働きかけています。個別の企業分析に基づき、投資家としての問題意識や要望をお伝えし、テーマを深掘りしていくことを対話の基本スタンスとしています。引き続き、企業の持続的成長に向けた対話のほか、気候変動対応、生物多様性、人権・労働環境問題、人的資本経営、ガバナンス等を重要なテーマとして対話活動を進めていきます。

■ 議決権行使について

中長期的な企業価値向上の視点から「議決権行使ガイドライン」を定め、対話内容や課題への取組状況等も考慮して、賛否を判断しています。ESGに関する議論等を踏まえ、必要に応じて議決権行使ガイドラインの見直しを実施しています。

対話、議決権行使の状況や、具体的なガイドラインの内容については、公式ホームページにて以下の情報をご確認ください。

- 「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」への対応について
- 「責任投資活動報告書」、「議決権行使ガイドラインとその背景となる考え方」、「投資先企業ごと、議案ごとの議決権行使結果」等

外部機関からの評価

■ PRI(国連責任投資原則)年次評価

2024年のPRI年次評価にて、評価対象である「ポリシー・ガバナンス・戦略」および「信頼醸成措置」の2分野で最高評価の「5つ星」を獲得しました。

項目	概要	評価結果
ポリシー・ガバナンス・戦略	責任投資やスチュワードシップ活動におけるガバナンスおよび戦略等	★★★★★ (5つ星)
信頼醸成措置	報告データのレビュー、第三者認証等	★★★★★ (5つ星)

※責任投資の詳細は公式ホームページをご参照ください。

<https://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/initiatives/realization/investment/index.html>

■ 「社会インパクトリーダー賞 大賞」受賞

一般社団法人 法と経営学会が主催する「第1回 社会インパクトリーダー賞 大賞」を受賞しました。本表彰は、企業のサステナビリティにおける取組みを「具体性・新規性の有無」「ステークホルダーに与えるインパクト」「社内体制」等の観点で評価を行い、社会課題の解決に取り組む企業の活動を社会に発信していく観点から創設されたもので、当社の責任投資における取組みが高く評価されました。



将来世代へ向けた取組み (FR活動)

現在、将来世代と企業が積極的に対話することが、顧客や従業員、社会全体のウェルビーイングの向上や、持続可能な事業成長と社会との共存の両立を求める投資家の評価においても重要になっています。住友生命では、有志企業と連携し、未来を担う「将来世代」を重要なステークホルダーと位置づけて継続的に対話する「FR(Future Generations Relations)活動」を展開しています。

住友生命では、かねてより将来を担う世代が健やかで豊かに成長できる場を作る取組みを進めてきました。今後も、未来を担っていくこどもたちの豊かな成長を願い、チャレンジする姿勢を育む多様な取組みを実施し、ウェルビーイングな社会の実現を目指します。



【2023.12 日本経済新聞掲載】

将来世代への教育支援

「貯蓄から投資へ」といった時代的背景や学習指導要領の改訂等、金融教育の必要性が増している一方で、学校現場では教員自身の経験値やリテラシーの問題、教員の働き方改革の観点から、民間企業の力を必要とする声が多くなっています。当社では金融教育を中心に、キャリア教育、コミュニケーション、がん教育、性教育、課題解決型授業といった学校からご要望の多いテーマの出前授業を小学校～大学まであらゆる将来世代に提供しています。2024年度末までに累計200回以上実施しました。(性教育についてはパートナー企業による授業)



(出前授業の様様)

2024年度もOECD「金融教育に関する国際ネットワーク(INFE)」が主催する、こども・若者に対する金融教育・金融包摂の推進のための国際的な啓発活動である「グローバル・マネー・ウィーク(Global Money Week)」の主旨に賛同し授業を実施しました。【出前授業実施 都道府県(累計200回以上)】北海道・秋田・山形・福島・埼玉・茨城・神奈川・東京・静岡・岐阜・三重・石川・大阪・京都・兵庫・滋賀・福岡

子育て支援・将来世代支援を通じた社会貢献活動の推進

■ こども絵画コンクール

こどもたちの豊かな成長を願って1977年に開始し、2025年度で48回目を迎えました。開始以来の応募総数が1,180万点(2024年は80,212点)を超えるコンクールへと成長しました。

2000年度からはフランス国立ルーヴル美術館の後援を受け、毎年春に同美術館に優秀作品105点を展示しています。また、お渡しした画用紙・応募作品数に応じて日本ユニセフ協会に寄付を行っています。



■ 未来を強くする子育てプロジェクト

地域の子育て環境づくりに取り組む個人・団体に贈る「子育て支援活動の表彰」と、子育てと人文・社会科学分野の研究活動を両立する「研究者への支援」の公募事業を2007年から実施しています。



■ スミセイアフタースクールプロジェクト

小学生の放課後の生活の場・居場所である全国の「放課後児童クラブ」や「放課後こども教室」等をより楽しく、こどもたちが成長できる場所とすることを目指したプロジェクトです。



■ スミセイ“Vitality Action”

2017年に創業110周年を記念する新たな社会貢献事業として「スミセイ“Vitality Action”」を開始しました。「たいせつな人とカラダ動かそう」をテーマとし、参加者の方に健康で、幸せになっていただきたいという想いをこめたプロジェクトです。

全国で、様々なトップアスリートによる親子スポーツイベントを開催しています。



■ 西村 優菜プロ・蟬川 泰果プロとの取組み

スポンサー契約を締結した西村優菜プロ・蟬川泰果プロが、優勝したトーナメント数、バーディー/イーグル/ホールインワンの獲得数に応じて、ポイントを積み立て、日本を背負っていく多くのこどもたちへの支援、地球環境の保護に貢献する取組みを行う団体へ寄付します。

将来世代の一人として世界を舞台に活躍する両プロを支援しながら、未来を担うこどもたちも支援していくプロジェクトです。



ゴルフを通じてウェルビーイングな社会の実現へ

住友生命 × GOLF

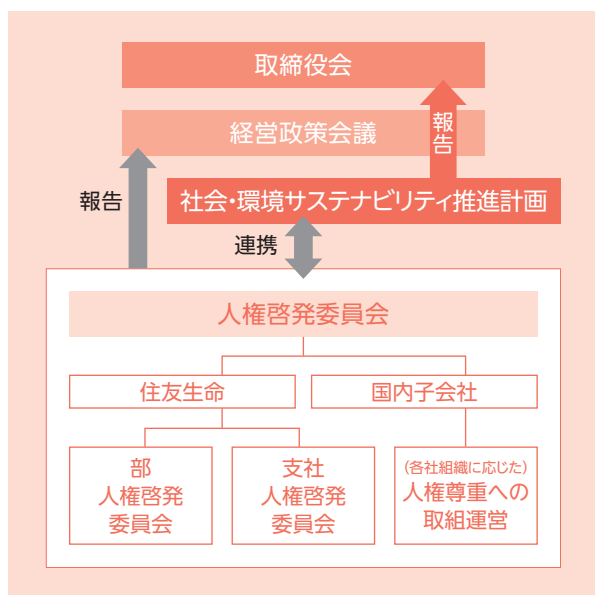
人権への取組み

当社は経営方針を役職員が行動レベルで実践するための指針のひとつとして、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国際規範の理念にそって「住友生命グループ人権方針」を定めており、事業活動のすべてのプロセスに関わるステークホルダーの人権尊重の取組みを通じて、健康で心豊かな社会づくりに貢献することを目指しています。

さらに、サステナビリティ重要項目(マテリアリティ)への対応として人権への取組みを推進し、社会に責任ある企業グループとして社会・環境課題の解決に向けて積極的な役割を果たすことで持続可能な社会の実現に寄与していきます。「差別はしない、させない、許さない」の基本理念のもと、差別や偏見のない真に人権が尊重される社会の実現に向けて、役職員一人ひとりが人権尊重の意義や重要性を理解し、豊かな人権感覚を持って行動に結び付けていくことを重視した「人権を尊重する職場風土づくり」の取組みを引き続き推進していきます。

推進体制

当社は、人権啓発委員会において「住友生命グループ人権方針」に基づく人権運営に関する取組計画を決定し、当社および子会社における人権尊重の取組みを推進しています。



推進体制体系図

人権デュー・ディリジェンスへの取組み

当社は、「住友生命グループ人権方針」に基づいて、人権デュー・ディリジェンスの取組みを実施しています。サプライチェーンを含めた事業のすべての領域に関わる人権リスクについて、その蓋然性および深刻度を評価し、その中から人権取組みとして優先して取り組むべき課題を特定し、リスクの未然防止・改善策に取り組んでいます。またサプライチェーンに対しては、人権尊重をはじめとした各種取組状況を確認するための活動を推進しています。

人権啓発・教育の取組み

入社時研修、人権啓発リーダー育成研修、管理職研修等対象層に応じたきめ細かな人権啓発・研修を行うとともに、全職員を対象とした人権定例研修、毎月の「人権を考える日」運営、「人権啓発標語」への応募勧奨など一人ひとりの人権意識高揚につながる取組みを推進しています。

※「住友生命グループ人権方針」「人権デュー・ディリジェンスへの取組み」等、詳細は当社公式ホームページをご参照ください。
https://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/initiatives/management_system/human_rights/index.html

人的資本経営(人財共育の取組み)

住友生命の人的資本経営においては、すべてのステークホルダーに対してサステナブルに価値を提供していくため、その資本である「職員(人)」を「財(たから)」と位置づけ、経営戦略と連動した人的資本経営＝「人財共育」に取り組んでいます。また、サステナビリティ重要項目(マテリアリティ)に対する取組みとして「働き方の変革やリソースの最適化を通じた生産性向上」「柔軟で多様な人財の採用と育成」を定めており、持続的・安定的な成長の実現を目指しています。

「スミセイ中期経営計画2025」の中では、「デジタル&データ」と併せ、各領域の取組みを加速させる推進エンジンとして「人財共育」を位置づけています。取組みを進める上では、「職員(人財)の価値を向上させることで、全てのステークホルダーのウェルビーイングと職員自身のウェルビーイングを実現する」という強い理念のもと、社長就任と同時に「人財共育本部」を立ち上げ、社長自らが「人財共育本部長」として、当社の人的資本経営を牽引しています。具体的な取組内容は、P.68に記載のとおりです。今後は、蓄積されたデータも活用し、これまでの人財共育で取り組んできたことを検証の上、さらなるレベルアップを図っていきます。